

令和 6 年度

事業計画

社会福祉法人琴平町社会福祉協議会

## 事業にあたり

令和6年1月1日に起こった令和6年能登半島地震は、本会としても他人事ではなく、より一層組織の基盤強化をすることが求められる。住民が安心・安全に生活ができるように支援していく団体として、「備え」の活動を意識していく。地域で支え合う意識の醸成は必要不可欠であり、引き続き地区ネットを中心とした「地域づくり」の活動を重点に進めていかなければならない。住民の気づきを促し、自分たちが暮らす地域を自分のことのように思い、参加できる仕組みを作っていくことが求められる。

地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業が本格的に実施されること、第三次地域福祉計画・活動計画が策定されることから、今まで以上に行政との連携・協働を意識して活動を行っていかなければならない。コロナ禍を経て、地域形態の変化によって潜在化されたニーズを発見していくためにも、全世帯訪問を行う。住民の意識の中に何か困りごとがあったら「社協」という意識付けにもなることを期待し、訪問を行っていく。

さらに、単身世帯者が多い琴平のまちで、安心して最期まで生活できるように権利擁護を含めながらの支援は、人が生活をしていく上で大事であり、社協の事業である「まるっと安心サービス」のさらなる推進を目指す。そのためにも、社協だけでなく、行政、住民と共に一緒に創り上げていくことや、ささえ愛隊による住民参加型の活動を広げていくことも重要であり、「地域が家族」となるような琴平のまちになるよう努めていく。

在宅福祉サービスの要である介護保険事業では、訪問介護員の充実と共に、障害者サービスの充実を図り、本人らしい生活が送れるように支援していく。何かあったら社協、困ったら社協に相談という地域づくりに励み、それに応えていける社協組織として、職員一人ひとりの資質の向上を図っていく。

### 重点目標

- ① 重層的支援体制整備事業、全世帯訪問
- ② 災害時の対応ができる地域づくり、訓練の実施
- ③ まるっと安心サービス事業の推進

## 事業計画

### I、法人経営

適切な法人経営を行うと共に、総合的な企画や各部門間の調整等を行う。組織としてのコンプライアンスに即した環境整備を行う。

#### (1) 理事会・評議員会の運営等

- ① 理事と事務局による定期的な意見交換会の開催
- ② 行政、社協・包括による、包括的支援体制の構築に向けた実務者会議の実施

#### (2) 財務運営・管理

①不正を起こさせない職場環境づくり

②内部けん制の仕組みづくり

### (3) 財源の確保

①会員制度の拡充

②自主財源拡充に向けた職員の意識改革への醸成を図る

### (4) 労務管理・業務改善

①働き方改革など時代の要請を受け止め、フレックスタイム等を検討し、魅力ある職場づくりに努める

②ICT（情報通信技術）導入を含む業務改善の検討をしていく

### (5) 災害時の体制整備

①職員訓練の実施

②災害ボランティアセンター設置訓練の実施

### (6) 社協の見える化・見せる化戦略

①事務局通信シャントセナの毎月発行

②福祉ことひらの発行

③ホームページの刷新

④SNS の運用



## II、地域共生社会の実現に向けた地域づくり


住民会員制度をとっている社会福祉法人の責任として、地区担当職員による全世帯訪問を目標に関係機関、関係団体と協働して、気軽に相談できる仕組みを作り、重層的支援体制整備事業に取り組む。また、第三次地域福祉計画・活動計画の遂行を粛々と行っていく。

### 1、地域福祉推進による包括的な支援体制の構築

#### (1) 地域福祉推進体制

第三次地域福祉計画・活動計画に基づき、地区担当職員による住民活動の活性化を図っていく。

##### ①地域福祉懇談会の開催

i 4地区ごとで、行政含めた懇談会の開催…

ii 民生委員担当地区毎で、自治会長、福祉委員、民生委員による懇談会の開催委員との懇談。 9月～11月にかけて実施

iii 民生委員児童委員との懇談の実施 1月～3月

##### ②各地区ネット活動の推進・支援

地域福祉懇談会で出た意見・課題を各地区ネットで提起し、地域活動の推進を図る。

i 地区別活動計画の遂行

ii 住民ニーズに沿った活動

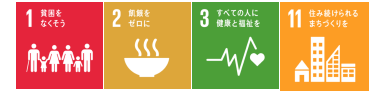
iii ささえ愛隊との連動

##### ③ささえ愛こんぴらの推進

i 定例会の開催



- ・進捗状況の報告
- ・重層的支援体制整備事業の周知及び取り組み
- ・地区ネット活動との連動
- ii ささえ愛隊の活動及び推進
  - ・広報・周知・隊員及び会員募集
  - ・運営委員会の開催
  - ・訪問型サービス B の運用協力



#### iii 買い物支援への取り組み

- ・こんぴら朝市実行委員会への参画・協力  
こんぴら朝市 毎月第2、第4日曜日に開催
- ・買い物号による買い物支援の協議
- ・住民の食を確保する拠点 まちのキッチン「もぐもぐ」《公益事業》  
買い物支援として地域に根差した拠点。見守りの拠点。

## (2) ふれあいいきいきサロンの推進・支援

### ① ひだまりクラブ活動の推進

参加者の高齢化により活動が低調になっているクラブを中心に高齢者の健康増進やフレイル予防の活動を重視した地域包括支援センターの支援プログラムを加えて活動の充実を図る。

### ② ひだまりクラブ交流会

ひだまりクラブの交流を図り、つながり作りを行う。



## (3) 福祉活動拠点の管理運営及び利用促進

拠点運営によりボランティア活動の場、地域の情報の集まり、地域の活動の活性化及び介護にならない体づくりを目指す。

- ① サービスステーションちよつとこ場
- ② 楽集館
- ③ 梅ちゃん家
- ④ 五條つどいの場



## (4) 地域包括支援センター受託事業

社協に受託された地域包括支援センターの強みを活かし、包括的支援体制の構築に努め、個別支援から地域づくりを一体的に推進する。

### ① 包括的支援事業

- i 総合相談支援
- ii 権利擁護業務
- iii 包括的・継続的ケアマネジメント
- iv 介護予防マネジメント

### ② 認知症総合支援事業

- i 認知症初期集中支援事業



- ii 認知症サポーター養成講座
- iii 認知症カフェ
- iv チームオレンジ
- ③在宅医療・介護連携推進事業
  - i 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
  - ii 情報共有シートの活用の普及啓発
  - iii 在宅医療・介護連携に関する相談支援実施
  - iv 医療介護関係者の研修会の開催
  - v 地域住民への普及啓発
  - vi まんのう町との連携・近隣の市町との情報共有
- ④地域ケア会議事業
  - i 地域ケア会議の開催
    - ・検討した事例は、半年後に経過を把握するために再度地域ケア会議を開催
    - ・随時、困難事例等の個別支援の充実に向けて検討会を開催する。
    - ・地域に共通した課題を明確にし共有していく。
    - ・自立支援型地域ケア会議を開催する。
- ⑤一般介護予防事業
  - i 介護予防普及啓発事業
    - ・琴平町民 美男美女化計画
      - ボッチャ同好会、姿勢の美男美女、バランスの美男美女
      - 動きの美男美女、頭の美男美女
    - ・出張 脳力向上 頭のげんき塾
    - ・介護予防相談会、健康教育及び介護予防講演会の開催
    - ・介護予防に関する広報、啓発
  - ii 地域介護予防活動支援事業
    - ・介護予防サポーター養成講座、介護予防サポーター活動支援
    - ・新しい拠点づくり
  - iii 自主活動支援
    - ・からだらくらく体操同好会
    - ・ほんわかヤング
    - ・こんぴらまちかど体操同窓会
    - ・菜の会

(5) 香川おもいやりネットワーク事業参画法人としての取り組み

制度の狭間や制度外にある福祉課題・生活課題の解決に向け、生活困窮者自立支援事業その他相談支援と連動性を持たせながら社会福祉法人や民生委員児童委員協議会と共に仕組みを作る。

- ①民生委員児童委員協議会、町内社会福祉施設との連携・協働・推進
- ②まんのう町の法人との定例会への参画
- ③フードドライブ及びフードパントリーの開催



地域住民及び社会福祉法人施設、行政等からフードバンクとして食品類を募集し、食支援を行う。



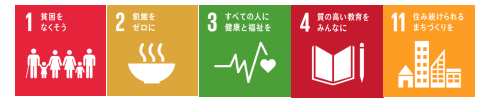
## (6) 住民の地域活動の推進

### ①プラットフォーム関係団体支援

i 4 1 5 のわ、K<sup>3</sup>、ウォークアミーガ、まちじゅう図書館

### ②琴平町ボランティア連絡会議活動支援

i ちょっとこ場の運営の継続



## (7) 相談機能付き食支援体制整備事業…

①全世帯訪問することにより、アウトリーチ機能を持ち、相談支援に繋げられるようにする

### ②ネットワーク会議の実施

町内の子ども食堂や食事サービスに携わる婦人組織、及び民生委員児童委員協議会等で組織し、食支援を通じての相談支援への入口をつくる

### ③広域ネットワークの構築

## 2、福祉教育・ボランティア学習

### (1) 福祉教育の推進及び福祉教育活動支援



①町内学校（小・中・高）への福祉に関する授業の支援・協力、各種福祉体験の実施及び共同募金協力

②自治会やひだまりクラブ、各ボランティア団体への出前講座

③第21回四国地域福祉実践セミナーIN徳島・阿南 令和6年7月13,14日

④地域福祉を考える住民大会

第39回琴平町社会福祉大会の開催

開催日：令和7年2月8日（土）10:00～12:00

### (2) 実習生の受け入れ

社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー養成現場実習を受け入れ、次代を担う福祉専門職の育成に取り組む。さらに、若い世代が地域に入ることによる地域の活性化を図る。

宿泊型実習及び通勤型実習



## 3、各種行事の開催

### (1) 住民・ボランティア交流事業「ふれあいデー」の開催

開催日 7月19日（金）17時半～19時半

### (2) 第49回チャリティー作品即売展の開催（12月7,8日実施予定）

○実行委員会への協力





#### 4、相談支援・権利擁護

重層的支援体制整備事業の基盤としての総合相談機能を横断的に繋ぎ、全ての相談を地区担当で担えるようにしていくことを目指す。

##### (1) 相談支援・権利擁護における福祉総合相談事業の実施

- ①弁護士相談 毎月第三水曜日予定
- ②365日24時間相談支援体制 …夜間電話対応

#### <地域共生社会のセーフティネットとしての相談窓口>



##### ③生活福祉資金貸付事業

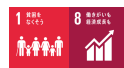
- ・低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金貸付と相談・支援により世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図っていく。
- ・特例貸付免除世帯に対してのチームアプローチ（生活困窮者自立支援事業と一体的に行う）

##### ④生活困窮者自立支援事業



社会的孤立、債務、滞納、就職について、病気のことなどすべての相談に対し包括的に受け止め、支援プランを作成し本人の自立に向けて伴走型支援を行っていく。

- i 支援プラン
- ii 農商工連携による中間就労
  - ・フライドガーリック作業



##### ⑤日常生活自立支援事業

認知症高齢者、障害などによって判断能力が不十分な方（本人の意思が確認できることが前提）を対象として、それらの方が自立して地域生活を送ることが出来るよう支援するとともに、権利を擁護する事を目的とする。



##### ⑥成年後見事業

日常生活自立支援事業と共に認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な方の財産や権利を守り、安心して地域生活を送ることが出来るよう法的に支援していく。

- i 中核機関への協力
- ii 市民後見人登録者に対してのフォローアップ
- iii 成年後見相談会の定期的実施 毎月第2木曜日13時～15時



##### ⑦日常的金銭管理等支援サービス

ご自身で金銭管理ができなくなってきた方への金銭管理支援を行い、自立に向けて地域生活を送ることを支援する。



##### ⑧まるっと安心サービス事業

様々な生活課題に対し、相談の中から様々な福祉サービスや制度と制度外サービスをコーディネートする。また、単身者・世帯、親族の協力・支援を受けにくい方への入退院支援、死後対応も行っていく。

- i まるっと安心サービス基金の設置
- ii 金融機関への事業説明会の開催



⑨指定特定相談支援事業及び一般相談支援事業

障害のある方の相談を受け、本人が安心した生活が送れるように、また自立した生活をめざし、支援プランの作成を通して関係機関と連携し支援する。

⑩権利擁護に関する相談

高齢者及び障害者・児童の虐待に関する相談

i 地域包括支援センター、行政担当課と連携



### Ⅲ、介護・生活支援サービス

関係機関や民生委員、ボランティア団体、地域住民等の協力を得ながらつながりを創っていくことを意識し、「地域で暮らしている」実感を持つような支援をめざす。

#### 1、生活支援サービスの推進

(1) 食事サービス事業（会食・配食）



(2) 福祉機器の貸出・・・車いすやその他福祉機器が必要な方に貸出

(3) 移動支援・・・福祉車両の貸し出し

#### 2、介護・生活支援サービス

(1) 訪問介護、居宅介護支援事業

①居宅介護支援事業

②訪問介護サービス

③介護予防サービス

(2) 障がい者福祉サービス事業

訪問介護員によるサービス

①居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援、同行援護圏

(3) 受託運営事業

①高齢者配食サービス事業



おおむね 65 歳以上で、買い物に行けなかったり、調理することが困難な方が対象。訪問調査後、行政による決定で利用開始

②介護予防事業

頭の体操と手先の運動を行うことによる介護予防を行う。

③生きがい活動支援通所事業

健康維持を図ることを目的とし、介護にならない体づくりをする。

④生活管理指導員派遣事業

訪問介護員を派遣し、基本的な生活習慣を習得のための指導、家事援助、対人関係の構築に対する支援、関係機関等との連絡調整などのサービスを提供。

⑤軽度生活支援員派遣事業

外出時の援助、食事・食材の確保、寝具類等の洗濯、家庭内の整理整頓、入院時に必要な物を届けたり、洗濯の支援等軽易な日常生活上の援助を行なうために、生活援助員を派遣








#### IV、共同募金事業

- ①琴平町共同募金委員会運営及び共同募金運動への協力・支援
- ②共同募金「まちづくり事業」による事業の実施

#### V、収益事業

##### (1) 特産品活用事業

- ①ガリック娘、どこでもガリック子販売による収益で地域福祉活動推進
- ②新商品開発の協議
- ③ECサイトの導入（ネット通販）…



#### <SDG's ロゴ>

